

特249

813

東京市電更生案

東京市電更生審議會



始



特249  
813

# 東京市電 更生案

目次

次

第一部 東京市電更生案	一
一、更生案の根本的な建前	一
二、更生案の要綱	三
第二部 市電の現状と更生案の解明	一〇
一、市電經濟行き詰りの二つの理由	一〇
二、市債の低利、長期借替と元利償還の徹底	一六
三、巨大な空資本を含む市債の肩替り	二六
四、肩替りする市債費の財源	三三
五、電氣經濟經營の積極的更生	三九
第三部 一般的資料	三九
一、財政の普通經濟の狀態	三九
二、市電職名別による實收貸銀の激減	四二
三、東京大阪における交通量に関する調査	四四
四、市の税收入に付いての資料	四七
五、東京市の賃貸並に賣買土地價格	四九



東京市電更生審議會は東京交通労働組合の提唱により、行詰まれる市電財政の根本的更生策を樹立すべく設置されたものであり、更生案に就いては廣く社會の支持を求め其の實現を希望するものである。

審議會委員は左の如くである (○印小委員會委員)

前電氣局長	○立石信郎	日本労働総同盟	松岡駒吉
東株常務理事	○道家齊一郎	全國労働組合同盟	河野密
専修大學経済部長	○鈴木茂三郎	全國評議會	加藤勸十
評論家	○高橋龜吉	東京市従業員組合	橋本富貴良
市會議員	○黒田保次	東京交通労働組合	○牧野松太郎
市會議員	○淺沼稻次郎	同	○河野平次
市會議員	○阿部茂夫	同	○佐々木滯三
社會大衆黨	○麻生久	同	○北田一郎

## 第一部 東京市電更生案

### 一、更生案の根本的な建前

東京市電氣局の獨占的事業であるところの電車とバスは「市民の足」であり電燈は「市民の眼」であり、それは東京市民の日常的生活と切り離す事の出来ない重要な公益事業である。

市電當局は昭和九年末、市民の不評判と従業員の反對と抗争しつゝ、之れを押し切つていはゆる更生案なるものを強行した。しかるに昭和十年度の豫算にあらはれた市電財政を見るに、その結果はいたすらに赤字市債を増大せしめ、不當に従業員の待遇を低下せしめただけである。そこには更生に付ての片鱗さへ見られず、また、借金をもつて借金を賄ふ其の日暮しの舊態は毫末も改善されたところがないのである。従つて市電を足とする市民は、ゆく／＼は乗車賃の値上げとなるであらうとの不満にとらわれ、市電に家族の全生活を依托する従業員は、市電の前途はどうなるのか、と暗闇の軌道を運轉してゐるやうな不安に襲はれてゐる状態である。

かくてわが「東京市電更生審議會」は市民の中からつくられた。東京市電更生審議會は第一回の會合を初夏の六月十二日開いてより盛夏の今日に到る迄、都市行政に關する専門家の意見を各方面から徴した事はもとより市電の現状を究明する爲めに資料並に現場の檢見、調査をおこなひ、赤字市債の整理のために、財源の研究並に銀行團や金融市場の調査をおこなひ、必要に基く技術方面については技師に依頼して専門的調査を爲さしめる等盛夏の酷熱と闘つて全努力を集中し、漸やく、ここに市電更生に關する成案を得た。

我々の市電更生案の骨子ともいふ可きもの

第一は、これはいはゆる理想案ではなく理想に一步でも近づこうとする現実案だといふ事である。一般的に自治體の自治權が狭く弱く、どんな案を樹てても中央の政權から不當に制約される。又自治行政の構成は市民の總意を市政の上に充分反映せしめる事がむづかしい等の爲めに市電を市民の理想的なものとするには自治體の根本の建前からして建て直さなければならぬのである。殊に東京市の特殊な事情としては、市の當局と市政の一般はあらゆる方面から信用を喪ひ、つひには中央政權の干渉、支配がさらに加はつて、それでなくては狭く弱い市民の自治權は、根こそぎ取り上げられやうとする危険さへある位なので現狀において理想を實現せん事は不可能だと言つてよい。

而し乍らこれは理想に一步でも近づこうとすることを目標として出來た現実案である。市の當局に、市民の足を眞實に更生せしめやうとする誠意さへあれば、今日からでも、明日からでも即日實現する事の可能な實行案である。

第二は市民の足となつてゐる市電の事業は、儲かつては儲かなくても、不當に乗車料金を引上げたり又は路線を引つばすして中止するといふ事の絶対に出來ない公益事業で、若しも、さうした事態がおれば市民の日常生活の秩序に重大な混亂を惹きおこす事は明で、昭和八年度における乗客總數は實に二億九千五百萬人（市營バスを除く）一日平均八十一萬人に達してゐる。それ故にこそ、此の種の事業には獨占が保證されてゐるのである。

かくの如き市電の事業の性質上、更生案は、市民の足は市民のものとして市民が責任を負担する建前を執つた。即ち市電の赤字市債のうち市電がほんとうに建て直り、眞實に更生される爲めに己むを得ざる一定額の負債を市財政の普通經濟に肩替りする事にした。此肩替りするものうち實に一億一千二百八十萬圓及び毎年の爲替差損金三百四十五萬圓はその使途と性質上、誤つて市電の負擔となつたものでこれはそれでも普通經濟において當然負擔しなければならぬものなのである。

第三は市電の赤字公債は出來得るだけ有利に低利、長期に借替を元利の償還を確實にすると共に、借金のために借金をするが

如き赤字市債の新規の起債を絶対にしない方針である。これがため更生案は普通經濟に肩替りする赤字市債の元利の償還に充當する財源として斯ういふものもあるといふ意味に於て不要市有土地の賣却並に社會政策的な増減況に基く收入を計上してある。

第四は市電内に「市電計劃改善委員會」を設置し、市電經濟に保留される剩餘をもつて従委員の待遇改善、電車、バスの車體の製作改装等積極的更生のために充當し、なほ發電計劃、青バスの買収、交通統制等の調査、市民に對するサービスの改善其他について調査、改善をおこなはしめる。

第五は更生案は現在又は將來乗車料金の引上げをおこなふ事をしない。料金の値上げを必然たらしめる民間會社への市電の移讓又は合同の方策を執らない。又肩替りした赤字市債の償還財源についても電燈、瓦斯の報償金の如きは實質的には大衆税と異ならないものであるので之れを引上げて財源に充當する事をせず市民のためには電燈、瓦斯料金を引下げしめる方針であり、増減税についても現在の法規の下において能ふ限り社會政策的な増減税をもつて之れが財源に充當することにしてある。要するに更生案は市民大衆の利益を基礎とし、市民大衆の負擔となることなくして、市電の根本的な更生を實現せんとしたもので、これは更生案の重要な骨子とも言ふべきものである。

## 二、更生案の要綱

第一、電氣局關係市債の總額二億七千八百八十一萬九千四百五十二圓のうち（昭和一〇年三月末現在、外債は爲替差損を含み）外債八千一百九十九萬二千圓並に長期、低利の内債（五〇）二千五百九十四萬一千圓を除く一億七千〇八十八萬五千圓は左の如く低利、長期に借替を行ふ。

（一）簡易保險局の所有にかゝる總額三千八百〇五萬五千圓（九〇）のうち（六〇）三千九十二萬八千圓を利率四分三厘、期間三〇ヶ年に借換を行ふ。借換後に於ける毎年の元利償還額並に此の市債の現在高及び條件は次ぎの如くである。

1、借替後の年度償還額  
 毎年均等に元金の償還を行ふとすれば毎年度の元利償還支拂高は百八十三萬三千八百七十八圓となる。

2、市債別の現在高及條件

債種	利率	起債額	現在額	償還期間
第一回電気事業短期	四分五厘	一五、〇〇〇、〇〇〇圓	一四、六一五、〇〇〇	三ヶ年七ヶ月
同	同	二、五一三、〇〇〇	二、四五三、〇〇〇	廿四ヶ年
第三回電気事業公債	同	九、二二六、〇〇〇	八、九四四、〇〇〇	五ヶ年一ヶ月
第六回電気事業短期	同	二、〇〇九、〇〇〇	二、〇〇九、〇〇〇	同
復興事業公債	同	二、五一〇、〇〇〇	二、四六四、〇〇〇	廿七ヶ年九ヶ月
第七回整理公債	同	四五三、四〇〇	四四三、〇〇〇	廿四ヶ年八ヶ月
合計		三一、七一、四〇〇	三〇、九二八、〇〇〇	

(二) 公募債にかゝる總額一億三千二百八十三萬三千九百九十五圓(十八口)のうち十口、八千八百六十萬四千圓は利率四分三厘、期間十五ヶ年に借替を行ふ。借替後における毎年の元利償還額並に此の市債の現在高及び條件は次ぎの如くである。

1、借替後における年度償還額  
 毎年均等に元金の償還を行ふとすれば毎年度の元利償還支拂高は八百十三萬八千七百九十六圓となる。

2、條件別の現在高

利率	口數	起債額	現在高
四分三厘(但し短期)	一	四〇、四〇七、五〇〇圓	四〇、四〇七、五〇〇圓

四分五厘	一	一四、九五〇、〇〇〇	一四、五六六、〇〇〇
五分	三	二〇、〇〇二、八〇〇	一五、〇〇四、二八二
五分五厘	五	一八、六二六、四〇〇	一八、六二六、四〇〇
合計	一〇	九三、九八六、七〇〇	八八、六〇四、一八二

但し五分の内一口の起債額には供給の分を含む

(三) 借替を行ふべき保険局所有並に公募債のうち供給、自動車分並に一時借入金(昭和一〇年度に公債化せらるゝ)の總額五千一百三十五萬三千三百十二圓は當分元金の償還を行はず四分三厘に借替を行ふ。

1、借替後における年度利子支拂額、

供給、自動車の分十一口、二千七百七十八萬三千圓に對して一百十九萬四千六百八十二圓、一時借入金二千三百五十七萬圓に對して一百一萬三千五百十圓、合計二百廿萬八千九百九十二圓となる。

2、條件別の現在高

債種	利率	起債額	現在高
第二回電気公債	五分	一〇、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇二、五一七
第四回電気公債	四分五厘	九、五七〇、〇〇〇	九、三八一、三〇〇
第八回電気短期公債	五分五厘	三、四〇〇、〇〇〇	三、四〇〇、〇〇〇
同	四分五厘	三、四四五、〇〇〇	三、三八七、〇〇〇
第九回電気短期公債	同	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇
同	一錢三厘	二、一七〇、〇〇〇	二、一七〇、〇〇〇
合計		三二、九四五、〇〇〇	五

第九回 電気公債	四分五厘	二四〇、〇〇〇	二四〇、〇〇〇
自動車整理公債	五分	二、四九七、〇〇〇	二、二二六、〇〇〇
第二回同短期公債	一錢三厘	三三〇、〇〇〇	三三〇、〇〇〇
第三回同	同	五〇三、五〇〇	五〇三、五〇〇
第二回自動車整理	同	六四二、九九五	六四二、九九五
合計		三六、二九八、四九五	二七、七八三、三二二
外に一時借入金		二二、五七〇、〇〇〇	二二、五七〇、〇〇〇

但し第二回い號の起債額には軌道の分を含む

第二、右により、市電關係公債の毎年の元利償還高を計算すれば二千四百十三萬九千二百四十九圓となり、表示すれば左記の如くである。(借替せざる分は昭和一〇年度豫算に據る)

△借替せざるもの	現在	償還高(元利)
一、外債—全部	八一、九九二、九五七圓	八、六〇八、六七〇圓
二、内債—五口	二五、九四一、〇〇〇	三、三四九、七一三
小計	一〇七、九三三、九五七	一一、九五八、三八三
△借替を行ふもの		
一、保険局所有の分—四分三厘—三〇ヶ年	六口 三〇、九二八、〇〇〇	一、八三三、八七八

一、公募債の分—四分三厘—十五ヶ年	一〇口 八八、六〇四、一八四	八、一三八、七九六
三、元金を償還せざるもの		

供給自動車の分	一一口	二七、七八三、三二二	一、一九四、六八二
一時借入金	一口	二二、五七〇、〇〇〇	一、〇一三、五一〇
小計		五一、三五三、三二二	二、二〇八、一九二
總計		二七八、八一九、四五一	二四、一三九、二四九

此の年度償還額に對し市電經濟において負擔し得る最大の限度は第四において説明するが如くその三割五分三厘に當る八百五十三萬四千圓である。従つて市電公債の元金の現在總高の三割五分三厘を除きたる一億八千〇卅九萬六千圓を(此の年度償還一千五百六十三萬五千圓)を市の普通經濟に肩替りする。蓋し肩替するものの大部分は市電の空資本であり又一億一千六百萬圓は市電經濟において負擔すべき性質のものでない事はすでに述べたとほりである。

第三、普通經濟に肩替りした公債に對する年度償還額一千五百六十三萬五千圓の財源に充當する一方法として市に「土地整理局」を設置し、賣却して差支ない賃貸地並に既定の賣却豫定地を計画的積極的に處分し、家屋稅附加稅中家賃二〇〇圓以上家屋に對する増徴、主としては交通の發達に基いて價格の騰貴したる土地に對する土地増價稅の設定、諸官廳並に東京府より當然受け入るべき交附金の申請を爲す等の方法も考慮されるので、同時に市民の大衆稅たる性質を持ち惡稅として市民より非難された特別所得稅並に備入稅を廢止する。

(一)賣却豫定地、復興資金公債引當地を差引き總坪數は百四萬八千坪、價格九千四百六十九萬圓は處分して差支ない土地

である。これを二割の差損を見込み向後六ヶ年に賣却處分すると假定すれば毎年平均一千二百六十二萬六千圓の財産收入がある勘定である。市は一方土地を喪ふも、他方市電の資産が現實資本として浮かみ上つてくるのではあるが、土地の一部は普通經濟の財源として残す。

(二) 家屋税(家賃二百圓以上)に對する増徴率二五パーセントは百九十七萬二千圓、土地増價稅收入は百八十萬圓、交附金收入は三百廿七萬圓である。

(三) 以上新規財源の總額は一千九百六十六萬八千圓となる。これより全廢する特別所得稅廿一萬圓、庸人稅廿六萬八千圓を控除するもなほ一千九百十八萬八千圓となる。だから、土地の全部を處分しなくともよい。殊に此のほか社會政策的見地より財源を求むれば財源は決して少くない。

(四) 市は同時に普通經濟の財政の根本的建て直しを行ふ。

第四、市電の軌道、供給、自動車の經濟より新規の起債並に元利償還のための市債費の一切を控除せる純經濟によれば昭和十年度豫算を基準とすれば少くとも一千〇三萬四千圓の剩餘金を生ずる尙此のほか市電の不要土地の處分(第四の六)により六十萬圓、職制改正(第四の三)により九十萬圓毎年増収又は節約する事が出来るので、彼れ是れ一千五百五十三萬四千圓となる勘定である。(但し土地收入は向後五ヶ年)此のうち八百五十三萬四千圓を前記の如く市電經濟負擔の舊債の元利償還に充當し殘額三百萬圓をもつて市電事業の積極的更生のため従業員の待遇改善、電車、バスの車體其他の製作、改善等に使用するこれは積極的更生のためには不充かなるも更生の緒につく迄は已むを得ない。なほ市電内に「市電計畫改善委員會」を設置し左の事項の調査、研究をおこなはしめ、可及的速かに之れが實現を期する。

(一) 多摩水電の買収及水力發電計畫並に新たに火力發電計畫を研究し、又購入電力料の徹底的引下げのために購入方法の改善を考究する等一應白紙にかへつて調査、立案す。

(二) 自治體の經營を主體とする交通統制に關する方針、對策の樹立

(三) 職制の改正—特に電氣局の政治機關化したる點の改善、監督制度の改正を行ふ。

(四) 従業員の待遇改善

(五) 車體其他の製作、改造の徹底

(六) 電氣局内の不要土地、建物の整理

(七) 「東京乗合自動車」(青バス)の買収案の研究

(八) 二電協定の更改期を通じて市民のため電燈料金値下げを行ふ。

(九) 其他、省線に對する市電乗入れ、基本料金制バスの發行、市民に對するサービス、運輸系統の再調査、遊覽、貸切自動車、配車の合理化其他の改善に關する調査、研究

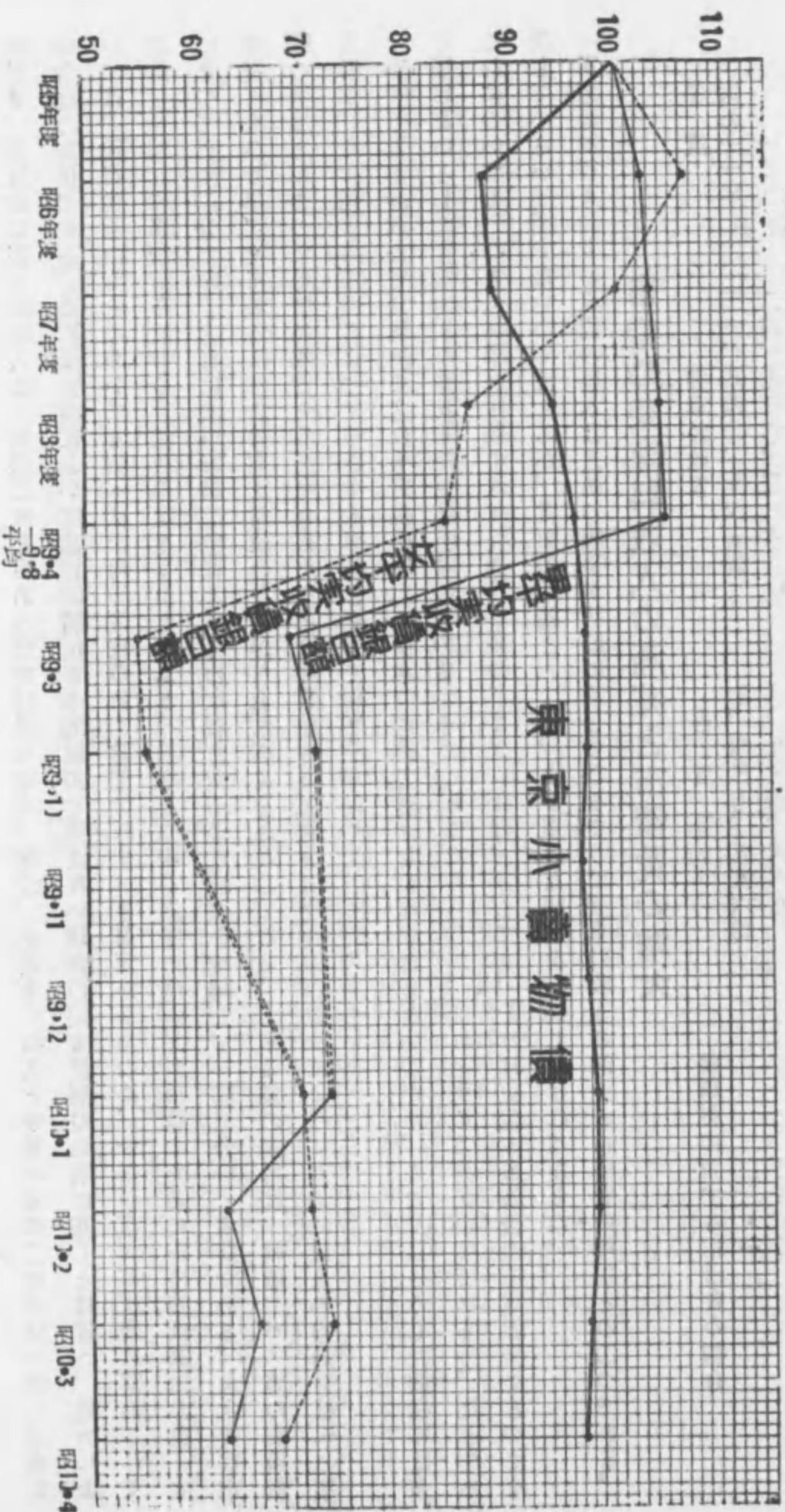
## 第二部 市電の現状と更生案の解明

### 一、市電経済行き詰りの二つの理由

市並に市電の當局は、昭和九年九月、従業員にだけ犠牲を強要してはゆる『更生案』なるものを強行し、年末にかけて重大な社会問題をおこしたのであつたが、別掲の圖表によつても明らかやうに従業員の實收賃銀の指数は昭和九年度の四月―八月の平均賃銀より一ヶ月後の九月は東京の小賣物價指數と十字型をえがひて垂直的に奈落の底に落とされたのである。これを前年の昭和八年平均の實收賃銀と本年四月平均の實收賃銀と對比して見るに、運輸の従業員の男子は三割八分七厘、運輸を除く一般（普通）の従業員の男子は四割〇九厘も賃銀を引下げられてゐるのである。

然るに市電の経済はといふと、軌道、自動車、供給（電燈、電力）のうち問題の軌道（電車）の決算にあらはれた過不足を見るに昭和三年度は三十五萬一千圓、四年度は百七十二萬二千圓、五年度は三百四十一萬六千圓、六年度は五百十萬八千圓、七年度は八百四十萬四千圓、八年度は九百廿九萬八千圓と累年歳入缺陷は増加する一方で、これを、あちから少し、こちらから少しといふやうに補填財源を漁つて膏藥貼りをして來た状態である。昭和十年度の軌道經濟の豫算も、かやうにして累年やつて來た膏藥貼りの繼續に過ぎないので、九百八十八萬圓の赤字市債をおこし、供給經濟より百廿八萬圓、自動車經濟より五萬圓、普通經濟より四十四萬四千圓を繰入れ、そのほか財産の賣拂ひ收入によつて收支の辻褄を合はせたものだが豫算の内容は前年度よりも悪化こそして居れ、よくなつてはゐない。

もつとも、かやうな状態は、ひとり市電經濟に限つた事ではなく、市財政の普通經濟がやはり同じ状態であつて（第三部の一及二参照）各經濟を總計した昭和十年度豫算の純計によれば純歳入の基本的收入は市税でなく市税は僅かに一割九分八厘に



備考 1、昭和5年平均=100、……資料缺除の分 2、東京小賣物價指數（日銀）の昭和5年基準の實數



過ぎず、市財政の基本的収入は三割〇二厘を占める使用料即ち電車、電燈、水道等の収入と手数料並に二割八分一厘を占める借金即ち市債である。これは一面においては自治體に基本的財源を興えない現在の國家稅制の缺陷に基くとはいへ、他面においては、現行稅制のもとにおいても例へば土地増價稅の如く當然徵收すべき財源があるのに、一部の市民の反對に制約されて之れを見逃して來たからである。純歲出はどうかといふと、累増してゆく赤字市債の元利償還のための市債費は歲出の第一位にあつて三割二分九厘、之れに次いで第二位にあるものは教育費や市電經濟を凌駕して一割七分の土木費である。土木費は市債費に次いで第二位にあるほど市は窮乏財政のなかから土木事業をおこしてゐる。土木事業の進行は、軌道、バス等の交通機關の發展と相まつて地價の騰貴を促進せしめたことは當然なのに土地増價稅其他の方法によつて基本的歲入の増加をはかる事をせず、たゞ借金の市債によつてのみ土木事業をやつて來たといふ状態である。

かやうな市財政の普通經濟は之れも更生を期して根本的に建て直さなければならぬのだが、ここではさうした問題には多く觸れないとして膏藥貼りの電氣經濟の行き詰りの原因は何處にあるであらうか。これを究める事が必要であらう。而し乍らこれについても、こまかひ事を指摘すれば限りなく多い。こまかひ事と言つても、それは更生案實施後の市電經濟にとつては決して小さい問題でないのではあるが、當面の問題としては、より重大な問題を指摘しなければならぬ。

電氣經濟行き詰りの原因の根本は左記の數字が明瞭に示してゐるやうに乗車料収入の減少と市債費の増加との二つである。

### 市電の乗車料収入の漸減と市債費の増大

年度	乗車料収入	市債費	乗車料に對する市債費の割合
大正一一年	三一、八四〇、九四三圓	七、四二七、五五六圓	二三・一
一二	二四、七三六、三八六	八、九三四、四六九	三六・二
一三	三一、七〇二、五八六	九、五三三、九七九	三〇・一
一四	三〇、七二八、七〇一	八、八八五、二八六	二八・九

昭和元	二九、〇四一、七一九	八、七二二、二二八	三〇・〇
二	二八、八五九、九二六	九、三二八、〇八七	三二・三
三	二九、〇七八、〇五二	九、二三八、八九一	三二・四
四	二七、二〇一、七五四	九、四八七、一二四	三四・八
五	二三、七九八、九五七	九、八〇一、五八三	四一・〇
六	二二、五六二、三一六	一〇、三九七、二二五	四八・二
七	一九、一九八、一二五	一二、六三三、八七六	六五・八
八	一八、八五三、五〇六	一四、六七一、二七九	七七・八
九(豫算)	一八、〇二四、〇五五	一六、三四五、一六七	九〇・七
一〇(同)	一八、七九七、四四〇	一八、七一八、一〇一	九九・五

第一は累増する市債費の重壓である。前記の乗車料収入に對する市債費の割合は昭和十年度においては九割九分五厘の高率に達し、乗車料収入の全額を市債の元利償還のためにぶち込んでゐる状態である。昭和九年度末現在の市電經濟の負擔となつてゐる市債の總額は内債一億九千六百八十二萬六千四百九十五圓、外債八千一百九十九萬二千九百五十七圓(爲替差損を含まず)總計二億七千八百八十一萬九千四百五十二圓の多額で市電經濟において到底脊負ひ切れる筈のものではない。殊に此の多額の市債のなかには、市電經濟のなかに遣入つて現實的資本として活動してゐないものがある。即ち東鐵買收當時の權利金二千五百七十四萬一千圓、震災による損失、復舊費四千四百十萬圓、道路擴張及橋梁費分擔金四千三百萬圓、整理公債あ號一千八百萬圓、合計一億三千〇八十四萬一千圓、現在の市債總額の四割六分にあたるものはいはゆる空資本である。此のほか市當局でさへ政府の責任に歸屬するものと爲す毎年の外債の元利拂ひの爲替差損金は三百四十五萬圓に及ぶのである。まつたくおどろくの外はない。

かくては、市電經濟の行き詰りは、當然の歸結でなければならぬ。

東京市電關係公債の現在高及條件

▲内 債	起債額	利率	發行價格	發行年月	償還年月	同期間 (九年度末)	現在高
第二回電氣公債	シ 號	四・五	九三・五〇	大正五、二	自大正一〇、二一至昭和二、二	一五ヶ年三月	七、〇〇〇、〇〇〇圓
	× 波號	四・三	一〇〇・〇〇	昭和九、八	昭和一〇、四一	一八ヶ年七ヶ月三、八三六、五〇〇	
	× と號	四・三	一〇〇・〇〇	九、八	一〇、四一	三ヶ年七ヶ月四、〇七、五〇〇	
	〇 に號	四・五	一〇〇・〇〇	八、一〇	八、一〇	一三、四 二ヶ年七ヶ月二、六五〇、〇〇〇	
第三回電氣事業公債	〇 ぼ號	四・五	九九・五〇	八、一〇	九、四一	三三、三 二四、〇〇	二、四三三、〇〇〇
	へ 號	四・五	一〇〇・〇〇	九、三	九、四一	三三、三 三三、〇〇	一四、六六六、〇〇〇
	第二回	五・五	九八・〇〇	六、三	七、三一	一一、三 四、一	一〇〇、〇〇〇
第三回電氣事業短期公債	第三回	五・五	九九・五〇	七、二	七、二一	一一、三 五、一	一、六五八、三〇〇
	〇 第四回	四・五	一〇〇・〇〇	八、一〇	八、一〇	一一、三 五、一	八、九四四、〇〇〇
第四回電氣事業公債(丙號)	第三回	四・五	一〇〇・〇〇	九、三	九、四一	三六、三 二七、一	九、三六四、〇〇〇
	第四回	五・五	九九・〇〇	六、三	七、三一	一一、三 四、一	六、三三〇、〇〇〇
	第五回	五・五	九九・五〇	六、六	六、六一	一一、六 五、一	五、〇六一、〇〇〇
	第六回	五・〇	一〇〇・〇〇	七、二	七、二一	一一、二 五、一	三、四七三、三〇〇
第六回電氣事業短期公債	第六回	五・〇	一〇〇・〇〇	八、七	八、七一	一三、七 五、一	九、七〇〇、〇〇〇
	第七回	四・五	一〇〇・〇〇	八、一〇	八、一〇	一三、一〇 五、一	二、〇〇九、〇〇〇
	〇 第七回	四・五	一〇〇・〇〇	八、一〇	八、一〇	一三、一〇 五、一	二、〇〇九、〇〇〇

第八回電氣事業短期公債	第一回	三、四〇〇、〇〇〇	五・五	九八・〇〇	五、八	七、三一	一一、三 四、一	三、四〇〇、〇〇〇
	〇 第三回	三、四〇〇、〇〇〇	四・五	一〇〇・〇〇	八、一〇	八、一〇	一三、一〇 五、一	三、三八七、〇〇〇
第九回電氣事業短期公債	〇 第一回	三、五〇〇、〇〇〇	四・五	一〇〇・〇〇	八、一〇	八、一〇	一三、一〇 五、一	三、五〇〇、〇〇〇
	〇 第二回	三、七〇〇、〇〇〇(手形)	四・五	一〇〇・〇〇	九、一〇	九、一〇	一五、五	三、七〇〇、〇〇〇
第九回電氣事業公債	〇 S 號	二、二〇〇、〇〇〇	四・五	一〇〇・〇〇	九、四	一三、四一	三三、三 三〇、〇	二、二〇〇、〇〇〇
	× O S 號	二、二〇〇、〇〇〇	四・三	一〇〇・〇〇	九、一〇、五	一三、四一	三三、三 三〇、〇	二、四四〇、〇〇〇
復興事業短期公債	第三回	三〇一、八〇〇	五・〇	一〇〇・〇〇	八、七	八、七一	一三、七 五、一	三〇一、八〇〇
	〇 波號	二、五〇〇、〇〇〇	四・一	九九・五〇	八、〇	九、四一	一三、七 五、一	二、四六四、〇〇〇
第七回整理公債	〇	四三三、四〇〇	四・五	九、六	八、二	九、四一	三三、二	四四二、〇〇〇
	〇	二、四七〇、〇〇〇	五・〇	九四、〇〇	三、一〇	三、一〇	三三、一	二、四七〇、〇〇〇
事業公債 × O S 號	〇	一、五六六、五〇〇	四・三	九、五	一三、四	一三、三	一九	一、五六六、五〇〇
	〇	三、〇〇〇、〇〇〇(一錢三厘)	三、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇、五	一五、五	一九	三、〇〇〇、〇〇〇
第二回事業短期公債	〇	五〇四、五〇〇(一錢三厘)	五〇四、五〇〇	一〇〇・〇〇	一〇、五	一五、五	一九	五〇四、五〇〇
	〇	六四三、九九五(一錢三厘)	六四三、九九五	一〇〇・〇〇	一〇、五	一五、五	一九	六四三、九九五
第二回整理公債	〇	六四三、九九五(一錢三厘)	六四三、九九五	一〇〇・〇〇	一〇、五	一五、五	一九	六四三、九九五
	〇	六四三、九九五(一錢三厘)	六四三、九九五	一〇〇・〇〇	一〇、五	一五、五	一九	六四三、九九五
電氣事業整理公債 × あ號	〇	一八、〇七八、〇〇〇	四・三	一〇〇・〇〇	一〇、二	一四、二	三〇、一	一八、〇七八、〇〇〇
	〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇、二	一四、二	三〇、一	三、五〇〇、〇〇〇
一時借入金(繰上充)	〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇、二	一四、二	三〇、一	三、五〇〇、〇〇〇
	〇	三、五〇〇、〇〇〇	三、五〇〇、〇〇〇	一〇〇・〇〇	一〇、二	一四、二	三〇、一	三、五〇〇、〇〇〇
小計	〇	一〇一、五〇七、五九五	一〇一、五〇七、五九五	一〇〇・〇〇	一〇、二	一四、二	三〇、一	一〇一、五〇七、五九五
	〇	一〇一、五〇七、五九五	一〇一、五〇七、五九五	一〇〇・〇〇	一〇、二	一四、二	三〇、一	一〇一、五〇七、五九五
▲外 債	〇	一〇一、五〇七、五九五	一〇一、五〇七、五九五	一〇〇・〇〇	一〇、二	一四、二	三〇、一	一〇一、五〇七、五九五
	〇	一〇一、五〇七、五九五	一〇一、五〇七、五九五	一〇〇・〇〇	一〇、二	一四、二	三〇、一	一〇一、五〇七、五九五

電気事業公債

×英貨	五、一七五、〇〇〇磅	五〇	九磅	明治四五	自大正五、至昭和元、九	三、三六〇、六〇〇磅
換算	五〇、四八五、四八圓					三、七八、四八圓
×佛貨	二〇〇、八〇〇、〇〇〇法	五〇	英法			六九、一八四、五〇〇法
換算	六七、〇七、〇〇圓					六九、一八四、五〇〇法
×英貨	一、三三三、〇〇〇磅	五・五	八三磅五	大正二五、〇	昭和六、三一、三	三〇〇〇年一月 一、三三三、三六磅
換算	一六、〇七八、八〇圓					一五、三六四、四七圓
×米貨	四、六六六、〇〇〇弗	五・五	八九弗五	昭和二、四		三〇〇〇年二月 四、〇二二、三三弗
換算	九五、五三、〇三圓					八、一四六、八〇六圓
復興事業公債						八、一九三、九七七
小計						二四、九八八、〇九圓 (爲替差損を含まず)
總計						三六、四四五、六二四

備考—此のうちには市電經濟において現實資本として活動してゐない一億一千二百八十四萬一千圓の市債が含まれてゐる。

○印は簡易保險局所有、×印は更生案に基く低利、長期借換に加えないものである。

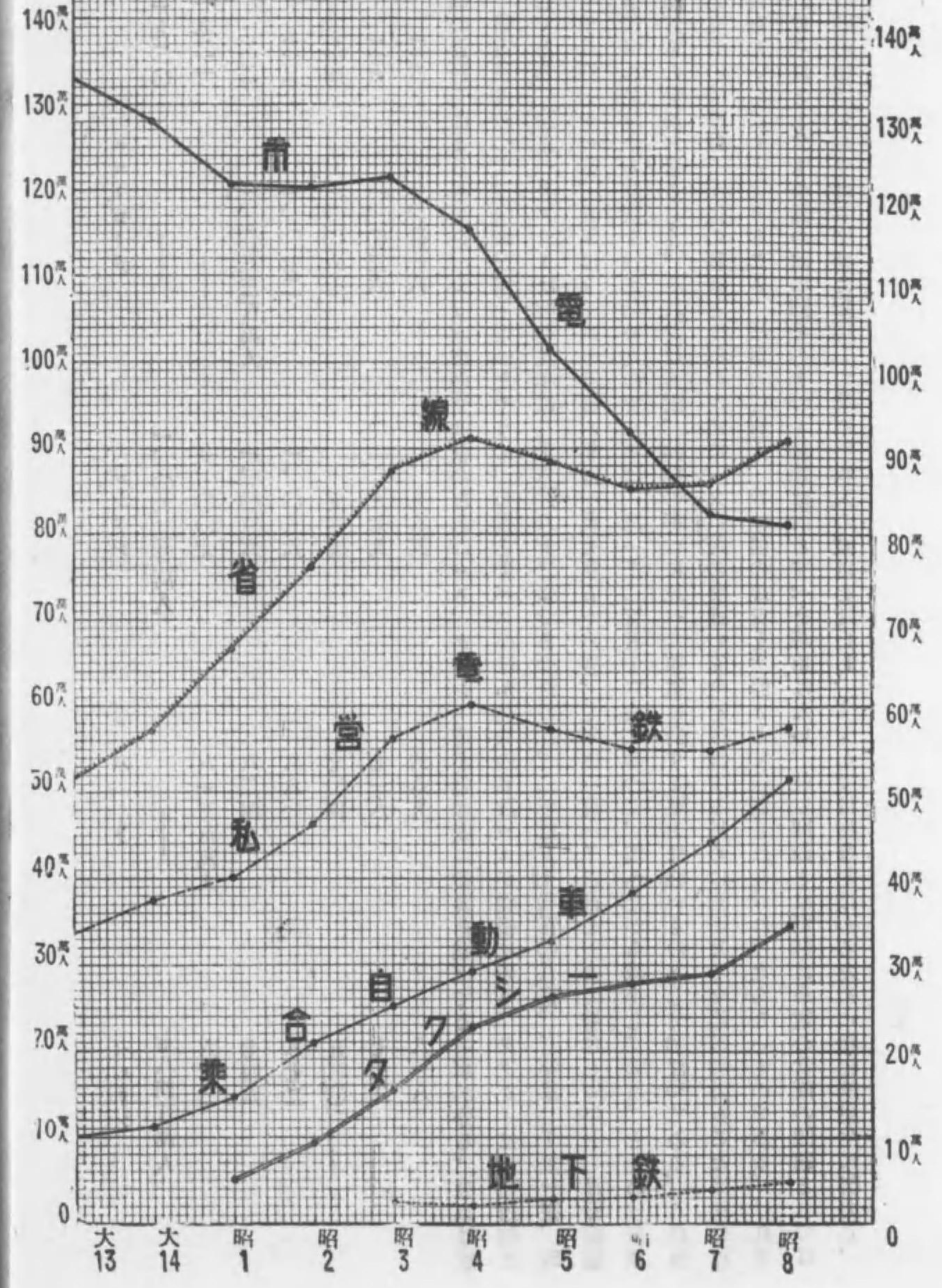
第二は乗車料収入の漸減である。ほんとうは乗車料収入が漸減しても、市電經濟の現實的資本のうち四割六分にも及ぶ資本の負擔を背負はされてゐなければ市電今日の行き詰りを來たす事はない。だが、もとく都市の路面電車は、地下鐵、バス、タクシー等の交通機關の發達によつて一定の限度迄乗車料収入の減少するのは一般的、世界的な傾向であるので、とくに之れが對策を樹てられなければならなかつたのである。

▲世界都市の路面電車の乗客移動 (東京市政調査會)

一九二〇	——	——	——
一九二一	——	——	——
一九二二	——	——	——
一九二三	——	——	——
一九二四	——	——	——
一九二五	——	——	——
一九二六	——	——	——
一九二七	——	——	——
一九二八	——	——	——
一九二九	——	——	——
一九三〇	——	——	——
一九三一	——	——	——
一九三二	——	——	——
一九三三	——	——	——
一九三四	——	——	——
一九三五	——	——	——
一九三六	——	——	——
一九三七	——	——	——
一九三八	——	——	——
一九三九	——	——	——
一九四〇	——	——	——
一九四一	——	——	——
一九四二	——	——	——
一九四三	——	——	——
一九四四	——	——	——
一九四五	——	——	——
一九四六	——	——	——
一九四七	——	——	——
一九四八	——	——	——
一九四九	——	——	——
一九五〇	——	——	——
一九五一	——	——	——
一九五二	——	——	——
一九五三	——	——	——
一九五四	——	——	——
一九五五	——	——	——
一九五六	——	——	——
一九五七	——	——	——
一九五八	——	——	——
一九五九	——	——	——
一九六〇	——	——	——
一九六一	——	——	——
一九六二	——	——	——
一九六三	——	——	——
一九六四	——	——	——
一九六五	——	——	——
一九六六	——	——	——
一九六七	——	——	——
一九六八	——	——	——
一九六九	——	——	——
一九七〇	——	——	——
一九七一	——	——	——
一九七二	——	——	——
一九七三	——	——	——
一九七四	——	——	——
一九七五	——	——	——
一九七六	——	——	——
一九七七	——	——	——
一九七八	——	——	——
一九七九	——	——	——
一九八〇	——	——	——
一九八一	——	——	——
一九八二	——	——	——
一九八三	——	——	——
一九八四	——	——	——
一九八五	——	——	——
一九八六	——	——	——
一九八七	——	——	——
一九八八	——	——	——
一九八九	——	——	——
一九九〇	——	——	——
一九九一	——	——	——
一九九二	——	——	——
一九九三	——	——	——
一九九四	——	——	——
一九九五	——	——	——
一九九六	——	——	——
一九九七	——	——	——
一九九八	——	——	——
一九九九	——	——	——
二〇〇〇	——	——	——

第三部の資料三によるも東京、大阪兩市の交通量のなかにバス、タクシー等が急速度の發展を遂げてゐる事が分る。東京は新市區、舊市區に跨つて、蜘蛛が網を張つたやうに、市電と青バスのほか無数の私設バスが從横に走り、タクシーは無軌道的に充滿してゐる。東京のタクシーは昭和元年に三千六百六十二臺であつたのに、二年は五千三百〇八臺、三年は七千卅一臺、四年は七千八百七十一臺、五年は九千六百五十五臺、六年は一萬七千五百五十六臺、七年は一萬一千二百七十臺に増加し同年十一月警視廳は交通統制の見地から制限を加へ始めたので八年は一萬一千二百五十六臺に却つて、僅かながら減少してゐる。とりわけ東京は省線電車の發展が著るしく、それだけ大阪、其他の都市に比べて市電に對する壓力は強いものとして加はつてゐる。これらの都市交通の機關は、市民の利益と便利のために、又市民の交通の安全を保證する爲めに適切なる交通統制のおこなはれなければならぬ事はもとよりのこと、事業の性質上、自治體の經營を主體として統制されなければならないものである。けれどもそれはそれとしても交通の諸機關そのもの、發達は阻止すべき理由はない。統制問題とは別個に市電の當面の問題としては交通機關の發達から受ける影響に對應して乗車料収入の減退を防止し、すゝんでは増收をはかるために積極的更生に努力し、

東京市各交通機関別一日平均乗客数グラフ



其の日暮しの膏藥貼り財政を建て直していはゆる健全財政を確立し、以つて「市民の足」を防衛しなければならぬのである。市電の乗車料収入は減退したとは言へ、なほ一千八百七十萬圓の年收があり、別掲のグラフによつて見るも市民の交通總量の抜くべらざる位置を占め、昭和八年度の市電の乗客總数は市營バスの四千八百五十八萬八千人を加へ三億四千四百廿七萬五千人で交通總量の約三割を占有し實に「市民の足」であることを如實に示してゐるのである。殊に市電の乗車料金は他の電鐵に比べて遙かに安い。之れ、「市民の足」だからである。

▲東京の電鐵一人一軒平均料金(市電の「市電經營ニ就テ」より)

市電 (均一料金區)	東武	池上 (五反田-蒲田)	東武
一・一二	一・七四	一・九二	一・七四
省電 (山手定期を除く)	一・三八	一・五七	一・五七
地下鐵	二・三四	一・八七	一・八七
東横電鐵	二・三〇	一・八七	一・八七
武藏野	一・八七	一・八七	一・八七
京成電軌	一・六〇	一・九〇	一・九〇
玉川電鐵	一・八九	二・三九	二・三九
京濱電鐵	二・二九		

二、市債の低利、長期借替と元利償還の徹底

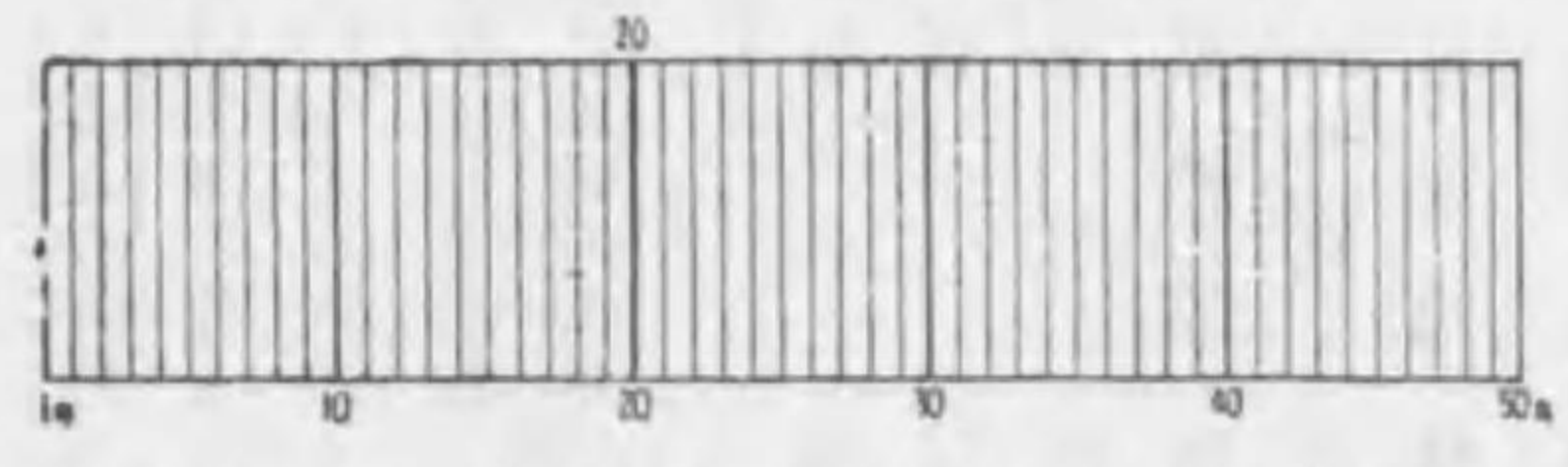
市電公債の低利借替は、市電當局もすでに計劃せるところで、さきに八年度、九年度にわたつて一億六千四百八十五萬九千

圖を主として四分三厘又は四分五厘に借替をおこなひ、此の借替による利益は一ヶ年百九十四萬九千圓、償還の最終迄の利益の總額は四千六百八十三萬圓になると借替計劃を發表した事があるが、當局の低利借替は多くは實現されて居らない（『東京市電關係』公債の現在高及條件参照）金融市場に於ては、起債又は借替に對する市當局の態度に熱意を缺くものがあり、又市電更生と經濟の改善に關する實績のあがつてゐないことを指摘してゐる。寧ろ銀行團は手持ちの市債を手離さんとする事情にさへある。殊に昨年故澤本助役はいはゆる更生案を實行するに先立ちシンヂゲート銀行團の諒解を求むるにあつて、市電の軌道、バスを民間會社に譲渡する方針を内示したため市電に對するシンヂゲート銀行團の信用を傷つけたやうである。

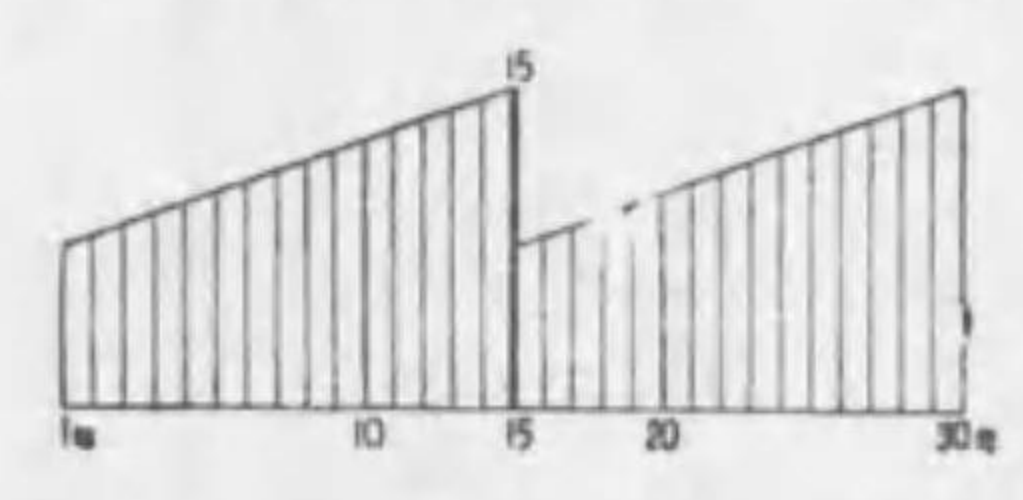
かやうな状態では、起債の不利、借替の困難は當然である最近、大阪、神戸の兩市によつて範例をつくられた自治體の起債方法は、自治體の事業の性質上、極めて長期のもので且つ期間中隨時に切り替へることの出来る方法で、上掲の圖解は之れが雛型を示したものである。

更生案に基く低利、長期の借替は、だいたいは此の方法にのつとつておこなはんとするものではあるが、金融市場の情勢によつて、借替の諸條件は必ずしも一樣にゆかず、又いつきよにこれだけの借替を實行することはもとより出来ないにしても借替の方針と方法の基準を、此所に置かうとするものでこれは金融市場の各方面の意見を徴したところによれば、

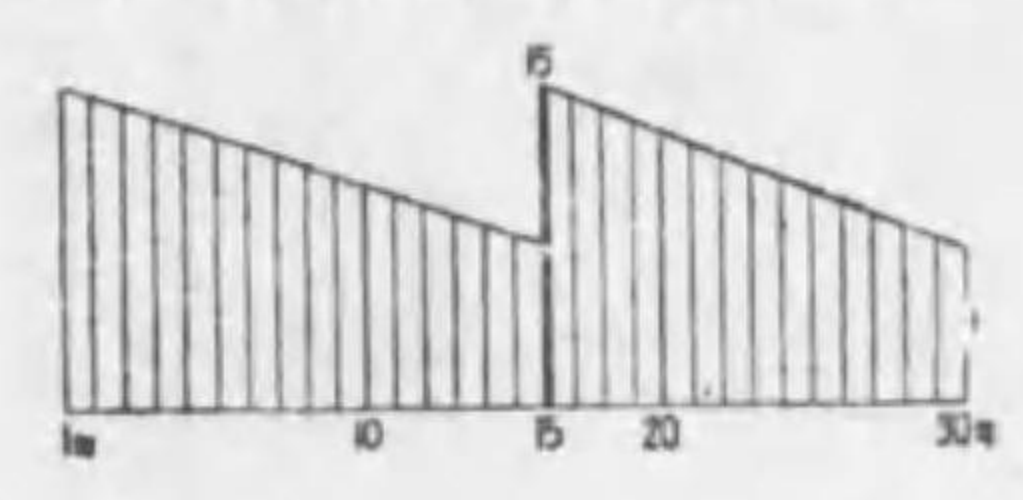
(1) 五十ヶ年—年平均償還二十年切換



(2) 三十ヶ年—毎年算術級數的増額償還十五年切換



(3) 三十ヶ年—毎年算術級數的減額償還十五年切換



實行はさまでむづかしくはないやうである。

更生案は普通經濟への肩替りを最少にとゞめるために已むなく一部公債の元金の償還を繰り延べる外はなかつたが普通經濟の再建をまつて市財政の健全を期するために赤字市債の不發行と相まつて左記の如き方法により全部の元金の償還の方法を確保することがのぞましいのである。

而して、かゝる方法によれば、借替を行はざる分をも含めたる元利の年度償還支拂額は二千五百九十三萬五千六百廿三圓となる計算である。

なほ、借替の條件を、市債の所有者別に從つて簡易保險局の分と、公衆集の分とに區別して條件を異にしたのは、簡易保險局の分は、銀行團の參加する資金運用委員會を通じて市場の一般條件に從屬せしめられることはあるにしても、保險局資金は市場と異つて特殊な條件をもつてゐるから之れを區別したのである。

(一) 簡易保險局所有のうち三千八百五萬五千圓(九口)を四分三厘、三十ヶ年に低利、長期に借替えたる時の年額元利償還額

年度	現在額	元金	利息	合計
初年度	三八、〇五五、〇〇〇圓	六〇〇、〇〇〇圓	一、六二九、九一五圓	二、二二九、九一五圓
二年度	三七、四五五、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	一、六〇四、一一五	二、二〇四、一一五
三年度	三六、八五五、〇〇〇	六五一、〇〇〇	一、五七八、二八五	二、二二八、三一五
四年度	三六、二〇五、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一、五四九、二九〇	二、二四九、二九〇
五年度	三五、五〇五、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	一、五一九、一九〇	二、二一九、一九〇

六年度	三四、八〇五、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、四八八、〇一五	二、二八八、〇一五
七年度	三四、〇〇五、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	一、四五三、六一五	二、二五三、六一五
八年度	三三、二〇五、〇〇〇	八五〇、〇〇〇	一、四一九、二一五	二、二六九、二一五
九年度	三二、三五五、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	一、三八一、五九〇	二、二八一、五九〇
十年度	三一、四五五、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇	一、三四二、八九〇	二、二四二、八九〇
十一年度	三〇、五五五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、三〇三、一一五	二、三〇三、一一五
十二年度	二九、五五五、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、二六〇、一一五	二、二六〇、一一五
十三年度	二八、五五五、〇〇〇	一、〇五〇、〇〇〇	一、二二七、二一五	二、二六七、二一五
十四年度	二七、五〇五、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、二七〇、八九〇	二、二七〇、八九〇
十五年度	二六、四〇五、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一二三、五九〇	二、一二三、五九〇
十六年度	二五、三〇五、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇七五、二一五	二、二六五、二一五
十七年度	二四、一〇五、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	一、〇二三、六一五	二、二二三、六一五
十八年度	二二、九〇五、〇〇〇	一、三〇〇、〇〇〇	九七二、〇一五	二、二七二、〇一五
十九年度	二一、六〇五、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	九一三、九六五	二、三一一、九六五
二十年度	二〇、二〇五、〇〇〇	一、四〇〇、〇〇〇	八五三、七六五	二、二五三、七六五
二十一年度	一八、八〇五、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	七九一、四一五	二、三九一、四一五
二十二年同	一七、二〇五、〇〇〇	一、六〇〇、〇〇〇	七二二、六一五	二、三三二、六一五
二十三年同	一五、六〇五、〇〇〇	一、七〇〇、〇〇〇	六五三、八一五	二、三五三、八一五

二十四年同	一三、九〇五、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	五七八、五六五	二、三七八、五六五
二十五年同	一二、一〇五、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇	五〇一、一六五	二、三〇一、一六五
二十六年同	一〇、三〇五、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	四二二、九六五	二、四二二、九六五
二十七年同	八、三〇五、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	三三五、六一五	二、三三五、六一五
二十八年同	六、三〇五、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二四九、六一五	二、二四九、六一五
二十九年同	四、三〇五、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	一六三、六一五	二、一六三、六一五
三十年同	二、三〇五、〇〇〇	二、三〇五、〇〇〇	七七、六一五	二、二八二、六一六

(一) 公募債のうち一億三千二百八十三萬三千九百九十五圓(一八口)を四分三厘、十五年到低利、長期に借替えたる時の年額元利償還額

年度	現在高	元金	利息	合計
初年度	一三二、八三三、一九五圓	六、一〇〇、〇〇〇圓	五、六四七、三二七圓	一一、七四七、三二七圓
二年度	一二六、七三三、一九五	六、五〇〇、〇〇〇	五、三八〇、七二七	一一、八八〇、七二七
三年度	一二〇、二三三、一九五	六、九〇〇、〇〇〇	五、〇九九、〇七七	一一、九九九、〇七七
四年度	一一三、三三三、一九五	七、三〇〇、〇〇〇	四、七九五、九二七	一一、〇九五、九二七
五年度	一〇六、〇三三、一九五	七、七〇〇、〇〇〇	四、四七七、七二七	一一、一七七、七二七
六年度	九八、三三三、一九五	八、一〇〇、〇〇〇	四、一四二、三二七	一一、二四二、三二七
七年度	九〇、二三三、一九五	八、五〇〇、〇〇〇	三、七八九、七二七	一一、二八九、七二七

八年度	八一、七三三、一九五	八、九〇〇、〇〇〇	三、四一九、二七三	一一、三一九、九二七
九年度	七二、八三三、一九五	九、三〇〇、〇〇〇	三、〇三二、九二七	一一、三三二、九二七
一〇年度	六三、五三三、一九五	九、七〇〇、〇〇〇	二、六一八、七二七	一一、三三八、七二七
一一年度	五三、八三三、一九五	一〇、一〇〇、〇〇〇	二、二〇七、三二七	一一、三〇七、三二七
一二年度	四三、七三三、一九五	一〇、五〇〇、〇〇〇	一、七六八、七二七	一一、二六八、七二七
一三年度	三三、二三三、一九五	一〇、九〇〇、〇〇〇	一、三一二、九二七	一一、二二二、九二七
一四年度	二二、三三三、一九五	一一、三〇〇、〇〇〇	八三九、九二七	一一、一三九、九二七
一五年度	一一、〇三三、一九五	一一、〇三三、〇〇〇	三四九、七二七	一一、三八四、九二二

一四

### 三、巨大な空資本を含む市債の肩替り

市電關係市債の普通經濟への肩替りは新規な提案ではない。さきに昭和九年度豫算の編制にあたり前立右電氣局長は市債額八千七百萬圓、年度額九百〇二萬三千圓の肩替りをおこなはんとし、昭和十年度豫算の編制にあたり市會の黎明會は市債額一億二千四百三十五萬圓、年度額九百九十七萬八千圓の肩替り案を提案してゐるのである。また市當局は昭和十年度豫算においてわづかなら四十四萬四千六百圓を普通經濟において肩替りしてゐる。

實際上には肩替りするより致し方なく、理論上にもさうする事が當然だからである。

立石案——電氣局市債現在高を二と三の比率にて八千七百萬圓（道路擴築、橋梁費分擔金四三、〇〇〇千圓、第一、第二次

復興費四四、〇〇〇千圓）を肩替りし、此のほか爲替差損金三、四五一千圓を加えたる普通經濟の負擔となる年度償還額は九、〇二三千圓とす

黎明會案——買收權利金二五、七四一千圓、震災復舊費（復興費）四四、〇〇〇千圓、道路、橋梁分擔金四三、〇〇〇千圓、爲替差損金一一、六〇九千圓、合計一二四、三五〇千圓、此の年度償還額九、九七八千圓を普通經濟に肩替りす

右の二つの案が肩替りする市債のうち道路、橋梁分擔金、震災復舊費又は舊東鐵の買收金を含めてゐるのは、さきにも述べたやうに、これらの資本は現實的資本として市電のなかに活動してゐない空資本で、又多くは元來が市電經濟において負擔すべき性質のものではなかつたからで、かやうな空資本は市電市債現在高の四割六分およそ半分の一億三千八十四萬一千圓の巨額に及び、更生案によつて肩替りせんとする市債額の分比は三割五分と六割四分で、普通經濟の負擔となるものは一億八千〇三十九萬圓、年度償還一千五百六十三萬圓だが、此の肩替りされる一億〇八千三十九萬圓のうち右の如く市債總額の四割六分に相當する市電經濟における空資本が含まれる。こんなにも巨大な、空資本の重石をしかも理不盡に不當にもひとり市電に脊負はされたのでは市電經濟が獨り歩き出来ないのは當然としなければならぬ。

而しながら更生案が市電の市債費を普通經濟に肩替りする所以は、市債費のなかに巨大な空資本が含まれ、又市電で負擔すべきでない不當な市債が含まれてゐるといふ理由ではなく、さらに根本的な理由は、市電の事業が市民の大衆的な交通機關として、儲かつても儲からなくても市民の公益のために自治體に於て經營しなければならぬ事業の本質上、市電の積極的更生のために普通經濟においてせめても市電の市債費を負擔するのは當然だとの建前に起つものである。これは第一部において繰り返し強調したところでは重ねて繰り返すことをしない。

かくて低利、長期借替後の初年度の年度償還の總額二千四百十三萬四千圓は肩替りにより普通經濟において一千五百四十三萬圓、市電經濟は八八十五萬四千圓をそれ／＼負擔することになる。

一五

### 四、肩替りする市債費の財源

普通經濟に肩替りした市債費の年度償還額一千五百六十三萬五千圓の財源に充當するために市有地の不要土地の積極的處分と大衆税の廢止を條件とする新税又は増税の社會政策的課税を行ふも差支ない。市はこれによつて、土地賣却代一千二百六十二萬六千圓（假りに全部として）、増税、新税、免税の社會政策的課税により三百廿九萬二千六百六十八圓（廢止する特別所得、備入税四七九、三三三圓を控除）交附金制により三百廿七萬〇二百四十五圓合計一千九百十八萬八千九百十三圓の年收をあげる事が出来る。なほ市はこれと同時に市電更生案の實現と併行的に市財政の根本的建て直しをはかることが必要である。

#### (一) 土地整理局の設置と處分すべき不要市有地

東京市の土地所有高は『東京市財産表』（昭和九年十月）によれば、六千七百七十五萬九千坪、評價々格三億六千五百二十二萬に達する。かやうな龐大な所有土地のうち、賣却豫定地として公示されてゐるものだけでも八十一萬五千坪、五千四百萬圓に及び、此のほか一般公共に供せられる土地又は貸貸土地のうち『基本財産河岸地』を除けば不用土地として賣却して支障のないものは一般公共用地に廿六萬五千坪、貸貸地に廿三萬六千坪ある。然るに昭和十年度の豫算によれば、これだけの土地から市の財政に繰入れられた主要な地代は土地物件貸付料の二百十萬六千圓、土地物件賣拂代の百十九萬三千圓に過ぎない。土地を所有するとしても土地の利用が適切におこなはれてゐない。

我々が視察見聞したところによるも公用地（二〇一萬坪、一億六千一百萬圓）のうちにも、なほ不用地が多く却つて市街地の繁榮を妨げてゐる状態である。公用地はともかくとして芝浦、月島、洲崎の埋立地の如きは市の賣拂代が高過ぎて處分が出來ず海風いたずらに雜草を吹き、わづかに運動場として一部を利用しつつある有様だが、これらの土地は、出來得る限り市民

のために預金部低利資金の活用其他の方法を講じて速かに市民に解放し、都市の繁榮をはかり且つ土地の効用による稅收入をあげる事が得策である。これがため市に土地整理局を設ける。

#### ▲更生案による賣却豫定地

(一) 賣却豫定地		(二) 一般公共地	
坪	數評價土地價格	千圓	坪
埋立地	七〇三、八九〇	五二、四九〇	普通市有地
都市計畫	一、三一一	三九四	舊公園地
所屬地廢公用地	八、一三六	七六五	埋立地
公債償還基金	六三一	七〇	都市計畫用地
編入町村引繼	一〇一	一、〇八〇	廢公用地
小計	八一五、七六九	五四、八〇一	編入町村
			小計
			二六五、六九一
			二三、九四八
(三) 貸地		總計	
普通市有地	一九八、九三五	坪	一、三一七、七五四
舊公園地	三七、三五九	千圓	一一四、九八二
小計	二二六、二九四	坪	二六九、三八六
		千圓	二〇、二八五
		坪	一、〇四八、三六八
		千圓	九四、六九七
		坪	一七



土地賣却の差損を平均二割と見る。これは主として一般的な値下りや埋立地の損失又は土地賣却のための施設費等を見込むんだものである。又向ふ六ヶ年にだいたい処理する。更生案は土地の全部を賣却するものではない。

しかし假りにさうとすれば、毎年の土地賣却代収入は一千二百六十二萬六千圓である。不要土地の整理の進行と相俟つて市當局は、その後の財源を確保するためにも普通經濟の財政の根本的建て直しをしなければならぬことは繰り返して強調したところである。

### (二) 増税、新税による社會政策的増徴

増免税についての一般的な状態としては課税の主體たる市民の一般的な生活は、財界の状态をそのまま反映し、一方にはインフレーションの特別利潤に潤ひ、他方にはインフレーションの壓迫を受くる状態だが、現行の税制の下においては、かやうな經濟状態に適應せしめる徴税の方法がないと言つてよい。税制は公正な建前のもとに、根本的に建て直し、現行の不合理を是正しなければならず、同時に自治體は基本財源を持たねばならぬ。然し乍ら此處では現行の税制の下に於てゆるされる範圍に於て、かうした一般状態に應じた公正な増免税を考えなければならぬ。先づ地租はといふと、第三部の四ノ(二)の如く東京市の最高の一ヶ月の賃賃価格は日本橋通一丁目の二圓十四錢(一平方米)といふべらばうに安いものを基準として徴税されてゐるのだが、これは昭和十三年に到る迄、本税一圓に付き六十六錢迄増徴されるにしても、所得税其他の國税と同様、自治體ではどうにもならないものである。

	十年度	十一年度	十二年度	十三年度
地租 附加税	二、九八六、二二八圓	三、四五〇、七五二圓	三、九一五、二七六圓	四、三七九、八〇一圓
同 毎年増加額		四六四、五二四	四六四、五二四	四六四、五二四

同増徴率(本税一圓に付)

・四五

・五二

・五九

・六六

### 一、家屋税附加税の一部増徴

市債費の財源として現行制のもとでゆるされるものは家屋税附加税である。東京市の附加率は他の都市に比べて低率である若し他の都市と同率に迄引上げるならば昭和九年度の税率を基準とすれば、京都なみにして二千四百五十三萬九千圓、大阪なみにして一千八百四十三萬六千圓、横濱なみにして一千五百六十八萬八千圓、神戸なみにして一千六百六十七萬九千圓の増収となる計算である。然し乍ら家屋税の引上げは家賃に轉嫁されて一般市民の生活を脅やかすことになるので、更生案は月額の家賃二百圓以上の家賃に二五パーセントの増徴をおこなひ、これによる百九十七萬二千圓の家屋税附加税の増収を市債費財源の一部に充當せんとするものである。(三〇パーセントとすれば二、三六七千圓)

昭和十年度の豫算によれば、家賃二百圓以上、及び以下の二つに別けた納税人員並に税額は左記の如くである。

家賃	納税人員	納税額
家賃二〇〇圓以上	一 一般市税	三、八、三三〇人
區	税	七、八九〇、四六〇圓
家賃二〇〇圓以下	一 一般市税	三、八、三三〇
區	税	二、一九五、三五〇
家賃二〇〇圓以下	一 一般市税	三、三三六、二二〇
區	税	五、〇二九、六二五
		一、八〇三、四六六

### 二、土地増價税の新設

土地増價税の設定の必要なる事は、ここに言ふまでもなく、また市電の市債費としてもふさはしいものである。市當局に於

ては都市計画法第八條第一項の改正によつて土地増價税を設定すべくすでに認可申請中である。

市の「土地増價税案」の要綱は左記の如くである。

一、納税主體——▲普通の場合

- (一) 土地所有權の有價移轉ありたるとき前所有者
- (二) 地上權、永小作權及借地法に依る借地權の設定又は移りありたるとき設定者又は譲渡人
- (三) 十五箇年間土地所有權の有價移轉なるとき現所有者

▲特殊の場合——(一) 交換のときは當事者双方

二、課税客體——前項の場合に於ける不勞利得

三、課税標準——自然増價額

(一) 自然増價額は土地又は前掲の各種權利の現價より左の金額を控除したるものとす

(イ) 原價格

(ロ) 原價格決定時期以後に於ける新築、改築、道路築造費並公共的施設負擔等永久的改良の爲に投じたる費用

(ハ) 有價移轉の場合は舊取得費及賣却費但し現賣却費は賣却者の負擔に歸したるものとす

(ニ) 一ケ年以上使用せざる土地に關しては其の期間の原價格に對する一ケ年百分の五の利息相當額

四、負税範圍——公共團體及増價格五百圓未満

五、課税率——増價格が原價格の百分の一〇以下の場合には百分の五乃至百分の四〇〇を超ゆる場合は百分の三〇とす。

市當局の案は免税點が低く、地上權、永小作權を一樣に含み、課税率の累進率が低い、けれども、ともあれ、これによるも最低年收百八十萬圓の増收をはかることが出来る。

### (三) 市民大衆税の廢止

而して市當局は之れまで、新税として借地權税、借地權取得税、電話加入權税、電話加入權取得税、抵當權設定税、偏風機税、蓄音機税、冷蔵庫税、電燈税、電車税、ピアノ税、船舶取得税、有價證券取得税、馬券取得税、競馬觀覽税、廣告税、電柱税、貸家税、庭園税、間地税、ガソリン税、俸給税、戸數税、デパート税、火災保險税、野球税、通行税、捕魚採藻税、火葬税、代書人税、動力使用税、遊覽客税、奢侈品販賣税、酒類並清涼飲料消費税、遺失物税、ゴルフ税、等多數にわたつて調査し「火葬税」迄も漁り、市民は死んでからでも課税されやうとしてゐる。

さうしなくとも財源は決して少くない。更生案は、家屋税の一部増徴と土地増價税の設定を爲すにあたり市民の大衆税たる惡税の備人税廿六萬八千六百五十四圓、特別所得税廿一萬〇六百七十八圓を廢止する。

### (四) 官有土地物件及府の車税の交附金制による收入

政府の東京市内の土地、建物、物件(自動車)は東京市の施設の利用をまつて効用を發揮してゐる。たとへば官有の自動車は東京市の施設による道路を使用してゐるやうに。

また、東京府も同様であつて、これがため府には剩餘財源が多い。たとへば市に道路施設をやらせて、府は車税を徴收してゐるやうに。

更生案は、官有の土地、建物、物件(自動車)に對し現在の市税課率に従つて之れと同率の課税をおこなつた金額に相當するだけのものを交附金として受け、また、府が市民に賦課してゐる車税に相當するだけの金額を交附金として受けやうとする

ものである。此の二つの總額は三百廿七萬〇二百四十五圓である。

1 官有の土地建物、物件に課税したる場合の交附金額

官有地	貨賃價額	市税標準額	市税(交附金)
土地	七、〇八八、三七九坪	二二、四〇六、九〇五圓	八一三、四六二圓
建物	九九五、一九二	一六、四〇〇、七六四	一〇五、九四九
物件(自動車)	二、八六八台	貨物 二、二二九臺	同 一五九、四三五
合計			一、〇七八、八四六

2 東京府より受く可き交附金額(車税)

昭和九年度豫界による東京府の車税は自動車百八萬七千二百六十六圓、自轉車九十四萬五千八百一十一圓、其他諸車十三萬八千〇六十一圓合計二百七十七萬一千百卅八圓、即ち之れが交附金に相當する金額である。

五、電氣經濟經營の積極的更生

さて最後には肩替り後の市電經濟をどう積極的に更生するかといふ問題が残る。昭和十年度豫算の概要と新規市債(電燈の市債は積極的資金のためのものである)と歳出中の市債費を見ると次ぎのやうである。

歳入		歳出	
歳入總額	内市債	歳出總額	内市債額
軌道	三、四八三、〇〇〇圓	三、四八三、〇〇〇圓	一八、七二八、一〇一圓
内乗車料收入	一八、七七一、四四〇	内運輸費	七、七七三、七六六
電燈	三、五九一、〇〇〇	内動力費	四、一七五、五二四
内電燈收入	一〇、〇一一、四八〇	自動車	六、五八八、〇〇〇
自動車	六、五八八、〇〇〇	内運輸費	三、二九五、四〇二
内乗車料	五、七九二、七六六	工場	四、〇〇〇、〇〇〇
工場	四、〇〇〇、〇〇〇	内工場收入	一、六四三、〇〇〇

備考、軌道の歳入より普通經濟の分擔金四四四千圓を除く、なほ軌道には電燈より一、二八〇千圓、自動車より五〇千圓の繰入が含まれてゐる。

豫算より市債に關する一切を控除すれば一千〇三萬四千圓の剩餘を生ずる。此のほか市電不要土地處分、職制改正による節約等の財源より市電經濟において負擔する市債の元利償還引き當ての財源を差引き、残り三百萬圓を従業員の特遇改善、車體の製作、改装其他の積極的更生のために振り向ける勘定である。もつと乗り心地のよい電車やバスにしてスマートな車體を市民の足として提供するだけでも相當の費用を要するに、これによつて積極的更生を期するにはこれは少な過ぎる事勿論である。而して、市電關係の不要財産の處分は、すでに相當おこなはれてもはや餘地が少いにせよ、新宿車庫、下目黒車庫豫定地又は建物の整理等によつて約三百萬圓の財産賣拂ひ收入を見込むことが出来る。職制改正により年九十萬圓を節約する事が

出来る。これは前記の如く公債支拂ひ財源となる。また、發電設備費又は青バス買収の資金等此の種の積極的な資金はおのづから別個に考慮されなければならぬ。もつとも青バスの買収の如きは、自治體の經營を主體とする公益事業の統制方針が法的に確認されて後でなければ之れを實現するには實際上相當の困難が豫想される。

而して積極的更生に關する技術的な問題(一)發電所計割及購入電力引下の調査、立案(二)自治體の經營を主體とする交通統制(三)職制の改正(四)従業員の待遇改善(五)車體其他の製作改造、(六)土地、建物の整理(七)青バス買収案の研究(八)電燈料値下げの準備(九)運輸系統、基本料金制バス、サーヴイス、省線へ市電の乗入れ等々は實施にあつて市電に設置される市電計割改善委員會において調査、立案の上、實行する。之れが實行をまつてここに始めて市電は積極的に更生を見るに到るのである市電計割改善委員會は、市電當局、従業員代表(東京交通労働組合選出)市會の代表並に専門家、有識者によつて構成されるものである。

此の委員會において調査、立案される問題のうち、ここで若干の説明を加えてをかなければならない問題は發電計割問題である。

昭和九年度豫算の實績によれば電力會社三社の五百四十七萬一千圓、十年度豫算によれば五百五十九萬八千圓の購入電力料を支拂ひつゝあり、市電經濟の建て直しに重要な關聯を持つてゐる。

▲昭和一〇年度豫算

軌道	購入電力料金
一、七九一、六六六圓	
三、八〇七、二九〇	
五、五九八、九五六	
合計	

▲會社別支拂額(九年度實績)

契約容量	電力量	平均負荷率	購入電力料
鬼怒川水力 一九、〇〇〇 キロワット	九〇、八〇六、八〇六	%六二・一	一、八六八、一八五圓
東京電燈 二五、三〇〇	九七、六〇六、八〇〇	五二・四	二、〇〇七、六五〇
同 六〇〇	二、〇八二、八四〇	三八・八	四九、一二七
日本電力 九、七〇〇	七五、〇〇一、二〇〇	五三・七	一、五四六、七二〇
			五、四七一、六八四

備考 昭和九年度——十二年度の四ケ年は、現行電力購入契約期間中

然るに市當局は左記の如き方針の多摩川水力發電計割を實施せんとしてゐる。

(一) 計畫の概要 1、水道局第二水道擴張計畫に基く多摩川上流小河内村の高堰堤の水量と落差を利用し發電す。

2、中島守利派の多摩川水力を價格四百十萬圓にて買収す。

A、出力 四、〇〇〇キロ(二〇四千K・W・H)  
B、供給區域 東京府二ヶ村、山梨一ヶ村  
多摩川水力の概要

C、電燈一、〇二四個、動力〇・四K・W

3、七ヶ所の發電所の總出力六萬六千七百五十五キロワット(豫備火力一萬キロ)建設費二千九百三十萬圓(八ヶ年完成)一キロ當り四百三十八圓九十錢、一キロ時一錢四厘六毛

4、昭和十七年度に於ける完成後の電力費節約額二百四十五萬一千圓と計算す。

(二) 計畫の内容

▲發電所概要

發電所	發電所出力
多摩川第一	二〇、一五七KW
多摩川第二	一九、五八七(舊多摩水電の發力を含む)
多摩川第三	一七、五五九
日原川第一	四、二〇四
日原川第二	三、六〇三
山口	一、三六三
村山	二八二
合村	六六、七五五
火力	一〇、〇〇〇

▲工費並に工事中の各年度出力

年度	毎年の工費	毎年の累計出力
初年度	五、一五〇千圓	六、二四〇KW
二年度	二、九五〇	六、二四〇
三年度	四、九五〇	六、二四〇
四年度	三、五五〇	八、六四〇
五年度	二、八五〇	一四、〇四七

年度	計
六年度	一、九五〇
七年度	三、八〇〇
八年度	四、一〇〇
計	二九、三〇〇

ところが現代は火力發電時代と稱せられるほどで、逓信當局は三、四ヶ年後には日本の發電力の三分の一は火力化せられると見てゐる。これは(一)建設費の高い時代につくられた水力電氣の料金が高いこと、(二)火力發電の建設費が低廉となつたこと、(三)滿洲の石炭が確保され炭價の騰貴は一定條件の限界に制限されるやうになつたこと、(四)逓信當局の電力對

策は、火力の自家發電を認可する方針に變更された事等によつて促進されたが爲めであらう。  
いま、参考のために専門技師に出力七萬キロの火力發電計劃の概要を製作せしめたところによれば一キロ時の總經費は一錢二厘九毛で、之れを基準とすれば現存の購入電力料二錢〇五毛は五割八分九厘高く、水力發電は一割三分八厘高い。購入電力に比べその料金の概算二百萬圓を節約し、水力發電に比べ建設資金は遙かに小額である。

火力發電計劃の參考資料

一キロ當りの火力發電所建設費(概算)	建物基工事費
用地費	七〇〇、〇〇〇圓
發電機及復水器 (7000K.W.=2×35,000K.W.)	一、一〇〇、〇〇〇圓
パイピング	四〇〇、〇〇〇圓
	石炭粉碎機
	三

運搬機	五〇〇、〇〇〇圓	ポンプモーター(その他附屬品)	二二〇、〇〇〇圓
配電盤	四五〇、〇〇〇圓	變壓器	六〇〇、〇〇〇圓
据付費	四五〇、〇〇〇圓	準備工事費	一五〇、〇〇〇圓
架設費	五〇〇、〇〇〇圓	合計	八、一〇〇、〇〇〇圓
一キロ當り	一一六、〇〇〇圓		

一キロ(K・W・H)當り發電費

イ、前記の建設費は近年の最低コストなれば、現在では之より二割九分高即ち一キロの建設費百五十圓、建設總經費八百三十四萬圓とす、

ロ、建設費八百三十四萬圓の償却を利廻り六分の十五ヶ年(一年のキロ當り十圓)とし、負荷率六〇%一年の八、七四〇時間の六〇%は五、二五六時間)とすれば償却率一K・W・H當り一厘九毛、

ハ、金利四分三厘(百五十圓の四分三厘は六圓四十五錢)とすれば、一K・W・H當り一厘二毛、運轉費(人件費其他)は一K・W・H二厘

ニ、石炭は一キロ時の所要石炭一斤、一トンの炭價十三圓(六トンは即一萬斤)として換算すれば一K・W・Hに付き七厘八毛

ホ、一K・W・Hの發電總經費一錢二厘九毛、

火力の石炭は、現在石炭シンチゲートの『昭和石炭』によつて炭價が獨占されてゐるけれども、これは平時に於ては今日以上の不當な引上げを防止することは出来るにしても戦時の場合炭價の高騰する懸念がないではない。いづれにするも、自家火力發電と購入水力と併用すべきか、又は現在の購入電力の購入方法の改善によつて料金をさらに引下ぐべきか、なほ調査研究すべき餘地の多い問題である。

### 第三部 一般的資料

#### 一、市財政の普通經濟の狀態

(一) 市財政の(各經濟)純計と其の膨張

年度	純歳入	指數	純歳出	指數	差引翌年度繰越金又ハ積立金	人口	歳入(市民一人當)	歳出
明治三一	三、八九三、三三七圓	100	三、三七〇、三六九圓	100	五二一、八六八圓	一、四三五、三六八	二・七三圓	二・三六圓
四一	一三、九五四、七六六	壹五九	一〇、五八八、八一〇	三二二	三、四四三、九五六	一、六三六、一〇三	六・四三	四・八四
大正 七	三〇、八五八、〇六三	八六六	三三、六〇八、五九六	九七	一、三四九、四六六	二、三三一、八六〇	一四・五五	一四・四二
一一	一四二、〇五八、〇一八	三、六四四	一〇九、三三三、一一三	三、三四四	三、七〇三、三九五	二、四七八、三三三	五五・九三	四〇・三三
一二	一六、九〇五、五七五	三、〇〇四	一三、七六三、八三三	三、九一九	一、四、八五七、三五八	一、五三七、四八九	五五・五三	四六・三六
一三	一六、八七三、六六七	四、二二〇	一三〇、〇九四、三四〇	三、八六〇	三、七七八、四三七	一、九三六、三三〇	五五・〇七	四六・五四
一四	一三五、三四七、七〇九	三、二二八	一四三、三二七、七二五	四、三三〇	一、六、九七〇、〇〇六	一、九九五、五七	六三・七六	七〇・三七
昭和 元	一七、五五八、一〇一	四、五五八	一七、三二一、一〇八	四、六六七	二、三三六、九九三	二、〇六八、九〇〇	六六・三三	六六・〇三
二	一八九、五〇九、三七四	四、八六九	一八三、七〇三、六五五	五、四五一	五、八五五、七一九	二、一四三、三〇〇	八八・四三	八五・七一
三	三三九、三六三、七六〇	五、八八〇	三三六、七六九、七三八	七、〇三五	七、五五五、六八	二、三二八、四〇〇	一〇三・三三	一〇六・七三
四	三〇三、九七七、七六七	五、二四一	三〇五、三六六、七九八	六、〇九三	一、三三九、〇三二	二、三四四、六〇〇	八八・六〇	八九・五〇

(二) 昭和九、一〇年度純歳出入に於ける重要費目の割合

純歳入種類別	九年度		一〇年度	
	金額	割合	金額	割合
財産収入	二、七五七、二〇六	一・四	二、四八七、六五八	一・三
使用料並手数料	五三、五一四、八二二	二八・〇	五九、〇四四、〇八二	三〇・二
國庫下拂金補助金交付金	一六、四九一、二四八	八・六	九、三九〇、二二一	四・八
府保助金交付金	一、六五六、一二三	〇・九	一、五五二、一五七	〇・八
報償金	一、七七五、七五六	〇・九	一、七八七、二三七	〇・九
財産賣拂代	二、五一〇、七六七	一・三	一、二二四、一三八	〇・六
受益者負擔金	一、七四七、〇九八	〇・九	二、三八七、六八八	一・二
市税	三三、三九四、七六二	一六・九	三八、六七三、一四〇	一九・八
合計	一九、五九、二九〇	三、九六、〇九七	二、〇七〇、九三	九三・七
	一三、六五、一七一	五、一五三、五六一	二、〇八五、五四	六・六三
	三、九三七	四、八七六	五、三二一、九二六	三〇・九
	四、六四	五、五〇	三、七四	三・五
	一七九、五五、三七七	五、八〇	五、六三、〇五〇	三・六
	一九一、三〇五、九七三	五、八〇	三、六	三・六
	四、九二	四、六三、八七八	三、六三、〇五〇	三・六
	五、〇三四	二、四〇四、六九	五、六三、〇五〇	三・六

四〇

純歳出事業別	九年度		一〇年度	
	金額	割合	金額	割合
市債	五二、六二一、一〇〇	二七・五	五四、九四四、一〇〇	二八・一
其他	二五、七三七、〇九〇	一三・六	二四、〇六七、四三二	一一・三
計	一九一、二〇五、九七二	一〇〇・〇	一九五、五五七、八五三	一〇〇・〇
應教育費	一〇、〇四五、八三七	五・一	一〇、三六三、七六三	五・二
教養費	二五、〇四五、五八四	一二・八	二五、二八五、四三八	一二・八
産業費	七三七、七二六	〇・四	一、〇五〇、一九二	〇・五
保健費	八、一九三、二四七	四・二	一一、二六八、六六七	五・七
社會事業費	七、五三八、一五〇	三・八	六、八七三、五九二	三・五
土木費	三三、四二一、九七三	一七・一	三三、七四四、三二六	一七・〇
其他費	四、一七七、四四九	二・二	二、〇二〇、一一七	一・〇
市債	六二、一五一、九七六	三二・七	六五、一二九、九四九	三三・九
元償	二二、二九三、三三三	一一・九	二四、六九九、三五六	一二・五
内	三、八五八、六五三	一九・八	四〇、四三〇、五九三	二〇・四
利息	一四、五八二、一〇〇	七・四	一五、九三一、二三〇	八・〇
水道事業費	二九、九三五、八一八	一五・三	二六、二九五、二八七	一三・三
電気事業費	一九五、八二九、八五〇	一〇〇・〇	一九七、九六二、五五一	一〇〇・〇

四一

二、市電職名別による實收貨銀日額の激減

性別	職名	昭和五年		六年		七年		八年		十年一月		二月		三月		四月	
		人数	日額	人数	日額	人数	日額	人数	日額	人数	日額	人数	日額	人数	日額	人数	日額
男子	電車掌	二、四八四	二、四八四	二、四九四	二、四九四	二、四九二	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三	二、四九三
	同運轉手	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、九〇
	自動車運轉手	三、三〇	三、三〇	三、四五	三、四五	三、三三	三、三三	三、〇一	三、〇一	二、二四	二、〇四	一、七三	一、八四	一、七六	二、一〇	二、一〇	二、一〇
	信號手	二、七六	二、七六	二、九〇	二、九〇	二、九〇	二、八八	二、八八	二、八八	二、一七	一、六四	一、六八	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二	一、七二
	補助手	二、三八	二、三八	二、四一	二、四一	二、四二	二、四二	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三	二、三三
	計	二、七八	二、七八	二、九〇	二、九〇	二、九一	二、九一	二、九四	二、九四	二、〇四	一、六七	一、二七	一、三一	一、二七	一、二七	一、二七	一、二七
	女子	電車掌	一、六四	一、六四	一、六九	一、六九	一、五七	一、五七	一、三四	一、三四	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
	自動車掌	一、六四	一、六四	一、六九	一、六九	一、五七	一、五七	一、三四	一、三四	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
	計	一、六四	一、六四	一、六九	一、六九	一、五七	一、五七	一、三四	一、三四	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七	一、〇七
	男子	普通備員	二、〇八	二、〇八	二、〇二	二、〇二	一、九五	一、九五	一、八八	一、八八	一、三五	一、二五	一、二七	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四
技師	二、九九	二、九九	二、九四	二、九四	二、九五	二、九五	二、九二	二、九二	一、九七	一、八〇	一、八七	一、八七	一、八七	一、八七	一、八七	一、八七	
補助手	二、〇四	二、〇四	二、〇八	二、〇八	一、九五	一、九五	一、八四	一、八四	一、四五	一、三八	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	
計	二、七八	二、七八	二、七五	二、七五	二、八一	二、八一	二、七六	二、七六	一、八七	一、七一	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	
女子	普通備員	二、〇八	二、〇八	二、〇二	二、〇二	一、九五	一、九五	一、八八	一、八八	一、三五	一、二五	一、二七	一、二四	一、二四	一、二四	一、二四	
技師	二、九九	二、九九	二、九四	二、九四	二、九五	二、九五	二、九二	二、九二	一、九七	一、八〇	一、八七	一、八七	一、八七	一、八七	一、八七	一、八七	
補助手	二、〇四	二、〇四	二、〇八	二、〇八	一、九五	一、九五	一、八四	一、八四	一、四五	一、三八	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	一、三九	
計	二、七八	二、七八	二、七五	二、七五	二、八一	二、八一	二、七六	二、七六	一、八七	一、七一	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	一、七七	

日銀東京小 賣物價指數	臨時 時	女子	男子	女子				總計
				給仕	補助	技師	助手	
一〇〇・〇				一、六五	一、二五	一、六八	一、八九	一、八九
八七・四				一、四〇	一、三九	一、七一	一、八六	一、八六
八・八二				一、四〇	一、三五	一、五七	一、八八	一、八八
九三・九				一、四〇	一、三二	一、一六	一、九〇	一、九〇
九七・三				一、四〇	一、一四	一、八〇	一、九六	一、九六
九七・四				一、〇一	一、〇九	一、八七	一、〇五	一、〇五
九六・六				一、九九	一、二一	一、〇五	一、八九	一、八九
九六・三				一、九九	一、二〇	一、〇九	一、八九	一、八九







備考 國稅附加税及本税一回當とす

### 五、東京市の賃貸並に賣買土地價格

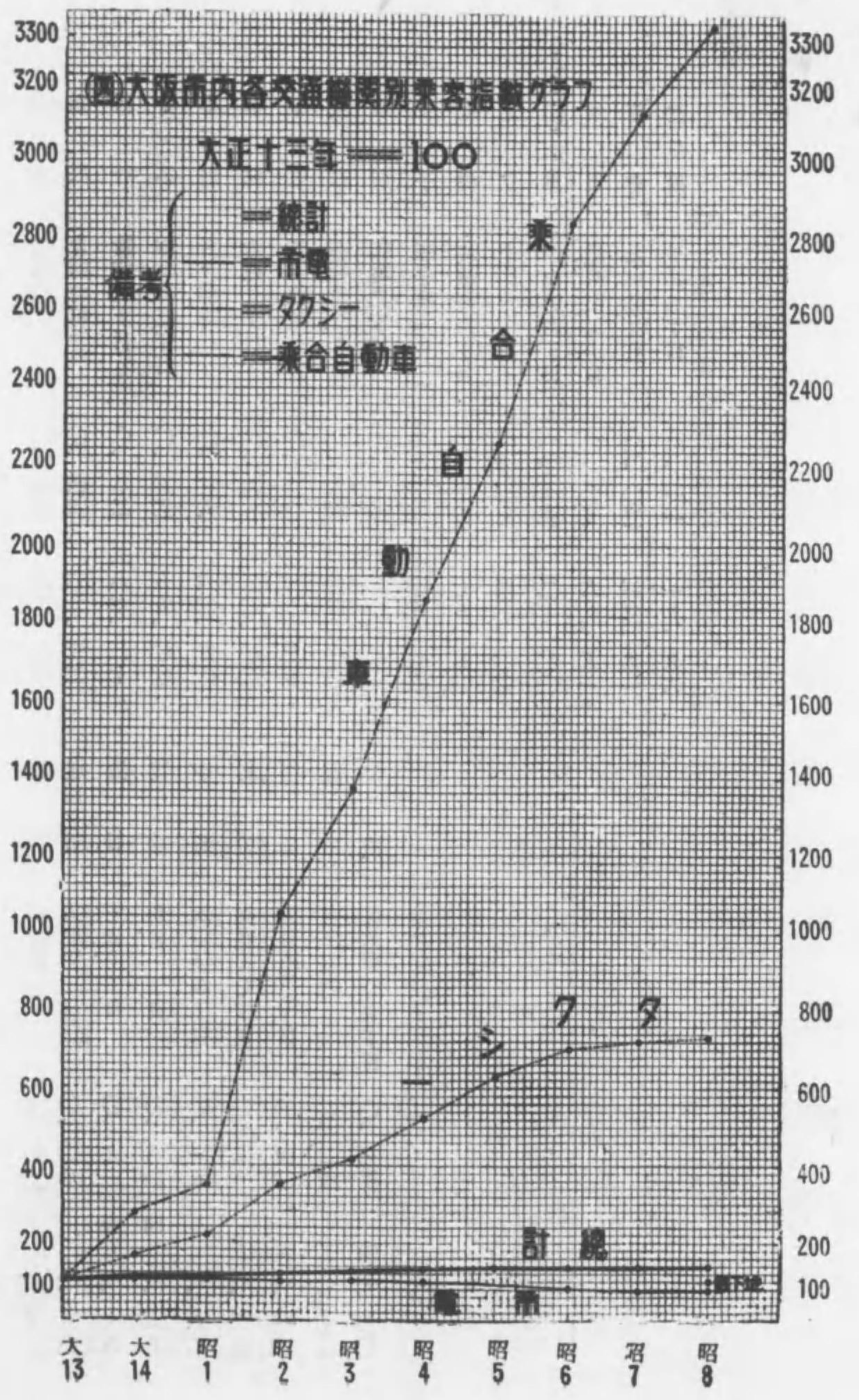
(昭和八年、單位は一平方米、〇坪三〇二五〇)

最	高	最高		最	低			
		一ヶ月賃貸	賣買評定價格					
1 全	市	日本橋區通一丁目六ノ一	二、一四	七八六、五〇	世田ヶ谷玉川野毛町二一五ノ一	〇、〇一	一、八一	
2 舊	市部	日本橋區通一丁目六ノ一	二、一四	七八六、五〇	本郷駒込千駄木町五七	〇、〇二	二四、〇〇	
3 新	市部	澁谷區上通三丁目一、二番地	〇、九一	四五三、七五	世田ヶ谷玉川野毛町二五ノ一	〇、〇一	一、八一	
4 各區の重要地點の賃貸並に賣買價格								
麴	町	丸ノ内二丁目	〇、七六	六〇五、〇〇	深川	門前仲町一丁目	〇、三三	五四、四五
神	田	須田町一丁目	〇、七六	二一、七五	品川	五反田二丁目	〇、二九	七五、六二
日	本橋	通一丁目	二、一四	七八六、五〇	目黒	下目黒二丁目	〇、三〇	九〇、七五
京	橋	銀座五丁目	一、八一	三〇二、五〇	荏原	小山町	〇、三〇	四五、三七
芝	布	新橋二丁目	〇、七一	二四二、〇〇	大森	新井宿一丁目	〇、三〇	七〇、〇〇
麻	布	宮村町	〇、四九	八二、〇〇	蒲田	御園町	〇、五〇	五〇、〇〇

赤	坂	青山北町	〇、四四	六三、二二	世田ヶ谷	大原町	〇、〇八	九、九八
四	谷	新宿三丁目	〇、八二	二八七、三七	澁谷	上通三丁目	〇、九一	四五三、七五
牛	込	神樂町三丁目	〇、五二	一五五、〇〇	淀橋	角筈一丁目	〇、六〇	四五三、七五
小	石川	指ヶ谷町	〇、三六	六〇、五〇	中野	本町通四丁目	〇、一五	七五、六二
本	郷	本郷二丁目	〇、四五	一一〇、〇〇	杉並	高圓寺七丁目	〇、二一	五〇、二五
下	谷	廣小路町	〇、六〇	二二一、七五	豊島	西巢鴨二丁目	〇、四〇	九〇、〇〇
淺	草	茶屋町	〇、六四	三〇二、〇〇	荒川	西ヶ原町	〇、二四	三八、七二
本	所	綠町二丁目	〇、二四	三〇、〇〇		日暮里町三丁目	〇、三五	四五、三〇
王	子	王子町	〇、二一	一〇五、七四				
板	橋	板橋町六丁目	〇、二五	七五、五〇				
足	立	千住一丁目	〇、一七	四〇、〇〇				
向	島	寺島町六丁目	〇、一三	二七、〇〇				
城	東	龜戸町二丁目	〇、三九	六九、五一				
葛	飾	本田澁江町	〇、〇二	一三、六一				
江	戸川	平井二丁目	〇、一一	一九、九六				

368  
306

印刷所	東京市芝區南佐久間町一ノ二二	東京曙新聞社
發行所	東京市京橋區藥地三ノ八築地ビル	東京市電更生審議會
昭和十年九月七日印刷	昭和十年九月十日發行	



終

